

平成21年7月10日

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた 制度整備に関する基本的方針（案）」に対する意見募集

総務省では、平成23年7月の地上テレビジョン放送の完全デジタル化に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る新たな放送（以下「携帯端末向けマルチメディア放送」という。）の実現に向けた制度整備に関する基本的な方針として、「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」を作成しました。

つきましては、この案について、平成21年7月11日（土）から8月10日（月）までの間、意見募集を実施します。

1 携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けたこれまでの経緯

- （1）平成23年（2011年）7月24日に予定されている地上テレビジョン放送の完全デジタル化により、現在、地上アナログテレビジョン放送に使用されているVHF帯及びUHF帯の一部の周波数帯（90-108MHz、170-222MHz 及び 710-770MHz）が空き周波数帯となり、他の用途に使用することが可能となります。

この空き周波数帯となる電波の有効利用のための技術的条件について、平成18年（2006年）3月から情報通信審議会において審議が行われ、平成19年（2007年）6月に、90～108MHz及び207.5～222MHzを移動体向けのマルチメディア放送等の「放送」（テレビジョン放送を除く。）で使用できるようにすることが適当であるとの一部答申^(※)が行われました。

※ 情報通信審議会諮問第 2022 号「電波の有効利用のための技術的条件」のうち「VHF/UHF 帯における電波の有効利用のための技術的条件」に対する一部答申

- （2）総務省においては、この答申を受け、携帯端末向けマルチメディア放送が速やかに開始できるよう、平成19年（2007年）8月より「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」（座長：根岸 哲 甲南大学法科大学院教授）を開催し、携帯端末向けマルチメディア放送に期待される社会的役割や制度的・技術的課題に関する検討を行いました。
- （3）また、総務省においては、平成20年7月に取りまとめられた上記懇談会の報告書における提言を踏まえ、移動受信用地上放送について開設計画の認定制度及び受託放送・委託放送制度の導入等を内容とする「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を第171回国会に提出し、平成21年4月に成立しました（平成21年4月17日成立、同月24日公布。平成21年法

律第22号)。

2 基本の方針(案)の位置づけ

- (1) 基本の方針(案)は、携帯端末向けマルチメディア放送に係る無線局の免許(開設計画の認定)、委託放送業務の認定等に係る制度整備に当たっての現時点での総務省の考え方を示すものであり、今回広く意見募集を実施するものです。
- (2) 今回の意見募集の結果を踏まえて基本の方針を策定し、これを基本としつつ、今後実施する参入希望調査(6(1)参照)の結果、技術的条件の検討結果及びその他携帯端末向けマルチメディア放送を実現していく上で必要となる事項等を踏まえ、制度整備を進めていく予定です。

3 意見募集の対象

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本の方針(案)」【別紙1】
※ なお、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄に掲載することとします。

4 意見募集の期間

平成21年(2009年)7月11日(土)～8月10日(月)必着
(郵送についても、期限内必着とします。)

5 意見提出方法

詳細については【別紙2】の意見公募要領を御覧ください。

6 今後の予定

- (1) 当面のスケジュール
平成21年 8月頃 「基本の方針」の確定・公表、参入希望調査の概要の公表
9月頃 参入希望調査の開始
10月頃 参入希望調査の締切り
- (2) 平成22年(2010年)以降、制度整備を行った上で申請を受け付けることとします。申請・審査については、先に開設計画の認定に係る手続きを行い、その後、委託放送業務の認定に係る手続きを行う予定です。

7 その他

なお、携帯端末向けマルチメディア放送に係る技術的条件については、別途、情報通信審議会において検討が進められており、本年6月12日より、「放送システム委員会報告(案)(携帯端末向けマルチメディア放送の技術的条件)」として、意見募集が行われているところです。

〈 関係資料 〉

○携帯端末向けマルチメディア放送等の在り方に関する懇談会報告書の公表

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080715_4.html

○放送システム委員会報告(案)に対する意見の募集(携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu08_000008.html

【連絡先】

総務省情報流通行政局放送政策課

担当：川野課長補佐、岡本係長、芦川官

住所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館

電話：(03)-5253-5776 (直通)

FAX：(03)-5253-5779

Email：mulme-broadcast@soumu.go.jp

※スパムメール防止のため @を全角表記にしております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただけますようお願いいたします。

携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）

平成23年7月の地上テレビジョン放送の完全デジタル化に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る新たな放送（以下「携帯端末向けマルチメディア放送」という。（注））は、広く国民に普及した携帯電話等の携帯端末や車載型の移動受信機を受信設備として想定し、移動しながらでも情報を入手できる「携帯性・移動性」と、不特定多数の者に対して同時に直接情報を提供することができる「放送」という両者の機能を有する新たなメディアとしてその実現が期待されるものである。また、時間や周波数帯域を柔軟に利用することにより、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、従来にはない新しい放送番組の実現が期待されるものである。

ここで、携帯端末向けマルチメディア放送は、国民視聴者の多大な協力を得て地上テレビジョン放送のデジタル化が完了することによって初めて利用可能となる貴重な周波数を利用して実現を図るものである。このため、その実現に当たっては、地上テレビジョン放送のデジタル化による具体的なメリットが多く国民にできるだけ速やかに還元されるよう、限られた周波数の能率的な利用を確保しつつ、良質で魅力的な番組を提供する放送が最大限に普及し、公共の福祉の増進及び放送の健全な発達を図ることができるよう、所要の規律を課す必要がある。

他方、携帯端末向けマルチメディア放送については、携帯端末による受信という受信形態を想定して様々な事業者が柔軟にその創意工夫を発揮することにより、受信者ニーズに適合した多様で魅力的なコンテンツの提供が期待されるものである。このため、規律の検討に当たっては、限られた周波数を利用して多様な事業者が参入し、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせて放送番組を提供できるような枠組みとすることが必要である。

こうした考え方を踏まえ、携帯端末向けマルチメディア放送に係る無線局の免許（開設計画の認定）、委託放送業務の認定等については、下記の基本的方針に沿って、電波法施行規則、放送法施行規則、特定基地局の開設に関する指針、放送普及基本計画その他関係法令の整備を行うこととする。

（注）第171回国会で成立した「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（平成21年法律第22号）による改正後の放送法においては、「移動受信地上放送」を「自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする放送であつて、人工衛星の無線局以外の無線局により行われるものをいう」と定義している。本方針においては、法律上の「移動受信地上放送」に該当するもののうち、今般、地上テレビジョン放送の完全デジタル化に

伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図ることとしている移動受信用地上放送について、「携帯端末向けマルチメディア放送」と呼称して記述している。

記

1 全体的な方針

(1) 実現する放送

携帯端末向けマルチメディア放送として、以下の放送の実現を図ることとする。

- ①全国どこでも同一の情報が受信できる放送（以下「全国向け放送」という。）
- ②複数の都道府県を対象として当該地域向けの情報が受信できる放送（以下「地方ブロック向け放送」という。）

なお、全国向け放送及び地方ブロック向け放送が実現された後、周波数の割当可能性等を踏まえ、市町村等の地域において当該地域向けの情報が受信できる放送の実現可能性について検討を行うこととする。

(2) 参入の枠組み

全国向け放送及び地方ブロック向け放送の実現に当たっては、限られた周波数を利用して複数の者が放送番組を提供する者として参入することができるよう、受託放送をする無線局の免許を受けた者及び委託放送業務の認定を受けた者により放送を実現する、いわゆる「受託放送・委託放送制度」を採用することとする。

(3) 制度整備に当たっての基本的な考え方

携帯端末向けマルチメディア放送は、地上テレビジョン放送のデジタル化によって利用可能となる周波数を利用して実現を図るものであることにかんがみ、国民のニーズに適合した健全な放送が最大限に普及して公共の福祉の増進に繋がるよう、電波法及び放送法における目的規定その他の関連規定に照らして制度整備を行うこととする。

2 無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備

無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度は、以下に掲げる方針を基本として、電波の公平かつ能率的な利用の確保を図る観点から整備することとする。

(1) 技術基準

情報通信審議会における技術的条件の検討結果等を踏まえ、技術基準を整備する。

(2) 周波数の使用

- ①全国向け放送には 207.5～222MHz の周波数帯域を、地方ブロック向け放送には 90～108MHz の周波数帯域を使用させることとする。
- ②放送対象地域は、それぞれ以下のとおりとする。
 - ア 全国向け放送 全国
 - イ 地方ブロック向け放送 北海道地域（北海道の区域）、東北地域（青森県、岩手

県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域)、関東・甲信越地域(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県及び長野県の区域)、東海・北陸地域(富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域)、近畿地域(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域)、中国・四国地域(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域)並びに九州・沖縄地域(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域)

③上記②の放送対象地域ごとに使用させる周波数については、想定される電波の利用形態、視聴者の利便性その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとする。

(3) 開設計画の認定の審査

開設計画の認定に当たっては、以下の事項を基本としつつ、電波の公平かつ能率的な利用の確保を図る観点から関係法令に基づく審査を行うこととし、各放送対象地域において使用させることのできる周波数を超える開設計画の認定の申請があった場合には、比較審査を行うものとする。

①特定基地局の配置及び開設時期

ア 全国向け放送に係る基準

- (ア) 開設計画の認定の日から5年以内に、全国での世帯カバー率が百分の九十以上になるように特定基地局を配置すること。
- (イ) 開設計画の認定の日から5年以内に、全国でできるだけ均衡のとれた形で受信できる環境を整備するため定める基準を満たすよう特定基地局を配置すること。
- (ウ) (ア)及び(イ)により配置する特定基地局のうち一定のものを配置すべき時期に係る基準を満たすこと。

イ 地方ブロック向け放送に係る基準

- (ア) 開設計画の認定の日から5年以内に、各放送対象地域に割り当てる周波数帯域幅や事業性等を踏まえ定める世帯カバー率の基準を満たすよう特定基地局を配置すること。
- (イ) 放送対象地域内の各都道府県において特定基地局を配置すべき時期に係る基準を満たすこと。

ウ 鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備するため定める特定基地局の配置及び開設時期に係る基準を満たすこと。

② 事業計画の確実性

③ 電波の能率的な利用を確保するための技術

④ 受信設備の早期普及のための具体的な計画

⑤ 開設計画の認定の日から5年以後における特定基地局の配置に関する計画 等

3 委託放送業務の認定に係る制度整備

委託放送業務の認定に係る制度は、以下に掲げる方針を基本として、放送の普及及び健全な発達を図る観点から整備することとする。

(1) 委託して行わせる放送に係る周波数

①放送対象地域は、それぞれ以下のとおりとする。

ア 全国向け放送 全国

イ 地方ブロック向け放送 北海道地域、東北地域、関東・甲信越地域、東海・北陸地域、近畿地域、中国・四国地域及び九州・沖縄地域

②上記①の放送対象地域ごとに指定することができる周波数については、受託放送をする無線局に係る免許方針、放送の多元性の確保その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとする。

(2) 認定の審査

委託放送業務の認定に当たっては、以下の事項を基本としつつ、放送の普及及び健全な発達を図る観点から関係法令に基づく審査を行うこととし、各放送対象地域において指定することができる周波数が不足する場合には比較審査を行うこととする。

①表現の自由の享有

携帯端末向けマルチメディア放送に係る委託放送業務の認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に係る放送法第52条の13第1項第3号の基準（以下「表現の自由享有基準」という。）については、以下のような考え方により検討を行う。

ア 全国向け放送に係る委託放送業務

(ア) 一の地上放送事業者等（地上放送事業者、地上放送事業者を支配する者又はこれらの者に支配される者をいう。以下同じ。）が三分の一以上の議決権を有する申請者については表現の自由享有基準に合致しないものとする。

(イ) (ア)の基準を満たす申請者のうち、当該地上放送事業者等の有する議決権が十分の一以下であるものを優先するものとする。

イ 地方ブロック向け放送に係る委託放送業務

(ア) 一の地上放送事業者等が三分の一以上の議決権を有する申請者については表現の自由享有基準に合致しないものとする。

(イ) (ア)に関わらず、委託放送業務の申請に係る放送対象地域と放送対象地域が重複する地上放送事業者等が三分の一以上の議決権を有する申請者については、委託して行わせる放送に係る周波数帯域が当該放送対象地域において一定の基準を超えない限り、表現の自由享有基準に合致するものとする。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、放送の多元性の確保その他放送の普及及び健全な発達を図る観点から、表現の自由の享有に係る制度を整備する。

- ②事業計画の確実性
- ③全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての番組の多様性の確保
- ④効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送の確保
- ⑤新規コンテンツの占める割合
- ⑥いわゆるコマーシャルやショッピング番組等の占める割合
- ⑦成人番組等青少年に有害な影響を与えるおそれのある番組の有無
- ⑧放送番組の製作取引の適正性の確保等のための具体的な計画
- ⑨個人情報の保護のための具体的な計画
- ⑩受信設備の早期普及のための具体的な計画
- ⑪地方ブロック向け放送については、各放送対象地域において、その地域向けの情報（例：ニュース、天気予報、道路交通情報、観光情報、行政情報等）の占める割合
- ⑫その他全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての早期普及のために必要となる事項 等

4 その他の事項（有料放送管理業務に係る規律）

委託放送業務の認定に係る周波数の指定に係る方針を踏まえ、一定の数以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務を行う者については、有料放送管理業務に係る総務大臣への届出を求めることとする（放送法第 52 条の 6 の 2）。

以上

意見公募要領

1 意見募集対象

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」について

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

（1）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 情報流通行政局 放送政策課 あて

併せて、意見の内容を保存したコンパクトディスク（CD）を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

- ディスクの種類：追記型のコンパクトディスク（CD-R）または書換型のコンパクトディスク（CD-RW）
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）
- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめご了承ください。

(2) F A Xを利用する場合

F A X番号：03-5253-5779

総務省 情報流通行政局 放送政策課 あて

※ 担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：`mulme-broadcast` <@> `soumu.go.jp`

総務省 情報流通行政局 放送政策課 あて

※ スпамメール防止のため<@>を全角表記にしております。送信の際にはおそれ入りますが、半角に修正の上、お送りいただけますようお願いいたします。

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください。（他のファイル形式とする場合には、担当者までお問い合わせください。）

なお、電子メールアドレスの受取可能最大容量は10MBとなっていますので、それを超える場合には、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

4 意見提出期限

平成21年8月10日（月）（郵送についても、期限内必着とします。）

5 留意事項

- ・ 意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ 提出されました意見は、電子政府の総合窓口 [e-Gov] に掲載するほか、総務省情報流通行政局放送政策課にて配布します。
- ・ ご記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性（職業又は業種）を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- ・ また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省情報流通行政局
放送政策課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名 (注1)

電話番号

電子メールアドレス

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	ご意見